

業界団体との意見交換会において金融庁が提起した主な論点

[令和5年9月7日開催 全国信用組合中央協会]

1. 事業者支援について

- 事業者支援について、改めて、これまでの皆様の大変なご尽力に感謝申し上げます。
- 原材料・エネルギー価格等の高騰や、人手不足の影響等、引き続き厳しい状況に直面している事業者も多く存在している。また、ゼロゼロ融資の返済が本格化する中、特に債務が増大した事業者に対する事業再生や再チャレンジを支援する必要性が高まっている。
- こうした問題意識の下、2023年4月から6月にかけて、全国各地で事業再生等の事業者支援策や支援事例を紹介する説明会を開催した。各信用組合からご参加いただき感謝申し上げます。
- 昨年頃まではゼロゼロ融資を含む資金繰り支援がメインであったと思うが、コロナの出口が見えてくる中では、経営改善支援や事業再生支援等が重要となってくる。信用組合の皆様には、事業者に必要な抜本的な支援を先延ばしすることなく、手間やコストがかかっても、事業者の置かれた状況に応じた支援を徹底していただくよう、改めてお願い申し上げます。
- 今後、各信用組合の皆様から、事業者支援の取組状況や課題等をよくお聞きして、金融庁としても、引き続き、関係省庁と連携しつつ施策をしっかりと前に進めていきたい。

2. 持続可能な経営の確立について

- 地域金融機関が地域経済の回復・成長に貢献していくためには、金融機関自身が、経営基盤を強化し、持続可能なビジネスモデルを確立していただくことが重要である。こうした観点から、金融庁としても、関係法令の改正など、様々な環境整備をしてきた。
- このほか、金融庁では、地域や信用組合自らの課題とその解決に向けた取組みの参考となるよう、金融庁や財務局のヒアリングを通じて得ら

れた皆様方の創意工夫ある取組み、具体的には、事業者支援や地域活性化・課題解決の取組み、収益性向上に向けた取組みなどについて、「取組事例集」として取りまとめ、2023年6月、皆様に還元させていただいた。

- 信用組合は、相互扶助の理念の下、人と人とのつながりを起点としたサービスを提供する金融機関である。
- 皆様におかれては、事業者との日々のコミュニケーションによって把握した事業者の多様なニーズに対応した支援を通じて地域課題の解決に貢献していただきたい。また、そのことによって、自らの経営基盤を強化し、持続可能な経営を確立していただくことを期待している。

3. リスク管理について

- 我が国の金融機関は、総じて充実した流動性や資本を有しており、金融システムは総体として安定していると評価している。
- 一方、国内外の金利動向や為替動向など、金融機関を巡る経済・金融市場の動向は引き続き流動的な状況にあると考えている。また、海外の出来事などが思わぬ形で本邦金融機関に影響をもたらすというリスクも否定できない。各信用組合におかれては、市場動向や金融を取り巻く状況の変化を予断なく注視いただくとともに、市場の急変時などに機動的に対応できるリスク管理態勢や危機管理態勢を整えていただくようお願い申し上げます。
- 金融庁としても、内外の経済・金融市場の動向や、それが金融システムの安定性に与える影響などについて、引き続き強い警戒心を持って注視していくことはもちろんのこと、各信用組合の態勢整備の状況をしっかりフォローさせていただきたい。

4. 資産所得倍増プラン等について

- 「経済財政運営と改革の基本方針 2023」や「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画 2023 改訂版」等に金融庁が今後重点的に取り組むべき主要な施策、例えば、地域金融機関による人材マッチング強化やサステナブルファイナンスの推進など、多くの施策を盛り込んでいる。

- そのうちの一つに、2022年11月に策定した資産所得倍増プランを着実に推進することを掲げており、金融庁としては、新しいNISA制度が2024年1月から開始することを踏まえ、NISA制度の周知や、資産形成への関心を喚起する広報活動を強化していく。また、広く国民に金融経済教育を届ける観点から、官民連携して、金融経済教育の推進体制を整備していく。

いずれについても、地域における幅広いネットワークを有し、中核的な役割を担う地域金融機関のご協力が必要不可欠と考えているので、積極的な連携・協力をお願い申し上げます。

- また、「貯蓄から投資」の流れを進め、安定的な資産形成を促していく上では、資産運用会社やアセットオーナーが果たすべき役割は大きいと考えている。そのため、資産運用業の高度化やアセットオーナーの機能強化を強力に推進すべく、資産運用立国の実現に向けた取組みを行うこととしている。

こうした観点から、新しい資本主義実現会議の下で、具体的な政策プランを年内にまとめることとしている。具体的な施策の内容については、今後、内外の関係者とコミュニケーションを図りながら、検討を進めていきたいと考えているので、皆様からも是非建設的なご意見を頂戴したい。

5. 7月G20の成果物について

- 2023年7月17日から18日にかけて、インドのガンディーナガルにおいてG20財務大臣・中央銀行総裁会議が開催された。会合後に発出された議長総括における主なポイントをご紹介します。

- ・ 暗号資産やステーブルコインの規制・監督に関して、今回のG20会合ではFSBのハイレベル勧告を承認するとともに、FSB及び基準設定主体に対し、これらの勧告の実効的かつ適時の実施の促進を求めた。加えて、IMF及びFSBによる統合報告書のG20首脳会議に向けた提出への期待が示された。同報告書においては、FSBの作業と併せて、IMFが検討する暗号資産がマクロ経済に与える影響等の議論が盛り込まれる見込み。また、暗号資産に関するFATF基準のグローバルな実施の加速や、DeFi及び個人間で行われる取引（P2P取引）を含む新たな技術や

イノベーションのリスクに関する作業への支持が示された。

- ・ サステナブルファイナンスに関しては、2021年に策定された「G20 サステナブル・ファイナンス・ロードマップ」で推奨された行動を推進するための更なる努力が求められている。これには、2022年のG20で策定された「トランジション・ファイナンス枠組」の実施も含まれている。
 - ・ サステナビリティ開示に関しては、国際サステナビリティ基準審議会（ISSB）によって公表された2023年6月のサステナビリティ及び気候関連の情報開示基準最終化が歓迎された。
 - ・ また、2023年6月に公表された「サードパーティーリスク管理及び監視の強化」に関するFSBの市中協議報告書が歓迎された。当該市中協議報告書には、金融機関のリスク管理や金融当局のオーバーサイトを向上させるためのツールキットが含まれており、これらのツールキットが、金融機関のオペレーショナル・レジリエンスを高め、重要なサードパーティーへの依存度の高まりから生じる課題に対処することに期待が示された。
 - ・ その他の金融セクターの課題については、OECD閣僚理事会で採択されたG20/OECDコーポレート・ガバナンス原則の改訂版を承認するとともに、オープンエンド型ファンドの流動性ミスマッチ、サイバーインシデント報告に関するFSBの市中協議報告書等が歓迎された。
- 今後は、2023年9月9日～10日にかけてインドでG20首脳会議が開催される予定。引き続き、各金融機関の意見もよく伺いつつ、国際的な議論に貢献してまいりたい。

6. 業態横断的なモニタリング方針等について

- 2023年8月末に2023事務年度の金融行政方針を公表した。その中で、今事務年度の業態横断的なモニタリング方針について記載しているので、確認いただきたい。
- 金融庁としては、各項目について、データ分析や金融機関との対話を通じ、深度あるモニタリングを実施していきたいと考えている。効率的な運営に配慮するので、ご協力をお願いしたい。

(参考) 例えば、以下などに取り組む旨を記載している。

- ① 金融機関の持続可能なビジネスモデルの構築に向け、金融機関の経営戦略を確認するとともに、営業基盤、財務基盤、ガバナンスや信用・市場・流動性等の各種リスク管理態勢(ストレス時の対応プロセスを含む)、内部監査等について対話等を通じたモニタリングを行い、それぞれの状況に応じて経営基盤の強化を促す。
国内外の金融政策・金利動向を含め、グローバルな金融経済情勢等の動向を注視し、その動向が金融システムの安定に与える影響について分析を行う。
- ② 金融機関による顧客本位の業務運営の確保に向け、顧客の最善の利益に資する商品組成・販売・管理等を行う態勢が構築されているかについてモニタリングを行う。
特に、(ア)リテールビジネスへの経営陣の関与状況、(イ)顧客本位に基づく持続可能なビジネスモデルの構築状況、(ウ)「取組方針」の質の改善と営業現場への定着状況・動機付け、(エ)業界規則等を踏まえた仕組債への対応状況、販売実績や苦情に照らして留意すべき高リスクの金融商品の販売・管理態勢、(オ)実効性ある検証・牽制態勢を含めたPDCAの実践状況といった点について、重点的にモニタリング。
- ③ マネロンガイドラインで求めている実効的な態勢整備を金融機関が2024年3月までに完了するよう、業界団体と連携し、フォローアップを行う。特に、規程類の整備を含め、実効的な取組の前段階となる部分において進捗が遅れが見られる金融機関には、集中的にモニタリングを行い、期限を意識した着実な対応を促す。また、2024年4月以降の態勢の有効性検証等のため、検査・監督体制のあり方について検討を進める。
「SNSで実行犯を募集する手口による強盗や特殊詐欺事案に関する緊急対策プラン」等を踏まえつつ、他省庁等と連携して、金融機関における防犯対策の強化や本人確認手法の見直し等について検討を行う。
- ④ 経営陣のリーダーシップの発揮状況を含め、金融機関におけるサイバーセキュリティ管理態勢の実効性について検証し、その強化を促す。特に、定期的な脆弱性診断・ペネトレーションテスト等を通じた自社対策の有効性の検証や、演習等を通じたインシデント対応能力の検証が適切に行われているか、把握された課題について計画的に対策を講じているか、といった点について、重点的にモニタリング。
サイバーセキュリティ管理態勢の成熟度を評価する点検票に基づく自己評価の実施を地域金融機関、保険会社及び証券会社に求め、自律的な態勢の強化を促す。
金融庁が主催する金融業界横断的なサイバーセキュリティ演習(Delta Wall VIII)を通じ、金融業界全体の事態対処能力の向上を促す。
- ⑤ 経済安全保障推進法の円滑な制度開始(2024年春)に向けて、政令等の整備、関係機関との連携、「基幹インフラ制度に関する相談窓口」の運営等を通じた関係事業者との丁寧な対話を進める。
- ⑥ 金融機関のシステムについて、重大な顧客被害が発生した場合又は発生するおそれがある場合、機動的に金融機関のシステムリスク管理態勢(外部委託先の管理態勢を含む)を検証し、必要に応じて改善を促す。
リスクの高いシステム統合や更改については、あらかじめ金融機関のプロジェクト管理の実効性を検証する。
大手金融機関を中心に、ITレジリエンスについて実態把握や対話を行う。
- ⑦ 金融機関との対話等においては、金融機関の役職員の心理的安全性の確保に努める。
また、金融機関や新規参入希望者からの法令解釈に関する問い合わせ等に対しては、可能な限り、迅速で明確な回答に努める。

7. フィッシング対策の強化について

- 2023 年上半期において、フィッシングによるものとみられるインターネットバンキングによる預金の不正送金被害が急増している。

※1 被害件数は過去最多の 2,322 件、被害額は約 30 億円(8月4日時点)。

※2 主な手口として、銀行を騙った SMS 等のフィッシングメールを通じて、インターネットバンキング利用者を銀行のフィッシングサイト(偽のログインサイト)へ誘導し、インターネットバンキングの ID やパスワード、ワンタイムパスワード等の情報を窃取して預金の不正送金を行った事例が見られる。

- こうした状況を踏まえ、2023 年 8 月 8 日に警察庁と連名で、金融庁ウェブサイト等により、一般の利用者に向けて注意喚起を行った。

※3 「フィッシングによるものとみられるインターネットバンキングに係る不正送金被害の急増について(注意喚起)」(https://www.fsa.go.jp/ordinary/internet-bank_2/10.pdf)。なお、当庁ウェブサイトでの注意喚起と合わせて、金融庁公式 Twitter においても継続的に注意喚起を実施。なお、令和 4 年 9 月と令和 5 年 4 月にも同様の注意喚起を実施。

8. サイバーセキュリティの強化について

- 金融業界全体のインシデント能力向上のため、2023 年も 10 月にサイバーセキュリティ演習(Delta Wall VIII)を実施予定。

- 参加金融機関におかれては、経営層も積極的に参加いただき、インシデント発生時の意思決定、サイバー攻撃の検知・顧客対応・業務復旧など、コンティンジェンシープランの実効性について確認いただきたい。

- 次に、2023 年 6 月下旬に協会を通じて各金融機関に依頼した「サイバーセキュリティに関する点検票」※に基づく自己評価については、現在、日本銀行・金融庁で自己評価結果を集約中。

※ 昨年度から取組を実施している。今年度の点検票の特徴は、業界に共通する課題である「サイバーセキュリティ人材の確保・育成」に関する設問や、より先進的な「ゼロトラスト」(注)の取組に関する設問を新たに追加することにより、内容を充実させている点。

(注) ゼロトラストとは、ネットワークの内外にかかわらず、従業員の端末通信や情報資産へのアクセス等についても常に監視することでセキュリティを確保する考え方。

- 2023 年 11 月以降、他の金融機関対比での自組織の位置付けなどに関する情報の還元を予定している。経営陣におかれては、評価結果に基づき、人員・予算、人材育成を含め、体制整備と対策の実効性向上を主導していただきたい。

9. マネロン対策等に係る広報について

- 金融庁は、2023年7月より、金融機関による継続的顧客管理の重要性・必要性を訴求した国民向けインターネット広告の配信（ユーチューブ広告やバナー広告）を開始した。配信期間は2024年3月中旬までを予定している。
- 各金融機関におかれては、例えば、金融庁ウェブサイトに掲載されているURLのQRコードリンクを顧客宛ての確認書面に記載するなど、顧客に対してのご説明・ご案内の際に積極的に活用いただきたい。
- 今後も、より多くの一般利用者にマネロン対策等について理解と協力をいただけるよう、引き続き広報に力を入れていきたい。

10. マネロンレポートの公表及び態勢整備について

- 2022事務年度版の「マネーローンダリング・テロ資金供与・拡散金融対策の現状と課題」（通称、マネロンレポート）を2023年6月30日に公表した（これまで2018年、2019年、2022年に公表しており、今年で4回目）。
- レポートでは、検査やモニタリングを通じて把握した金融機関の共通課題や、取組みの好事例、FATFにおける議論の状況等について記載している。
- 各金融機関におかれては、本レポートを参考に、自らの態勢の改善や業界全体の底上げに向け、取り組んでいただきたい。

※ レポート概要

- ・ 技術の進歩による決済手段の多様化や取引のグローバル化等が進行し、金融取引が複雑化する中、コロナ禍における非対面取引の拡大等も要因として、金融機関等が直面するマネロン等に関するリスクも変化。特に、特殊詐欺やサイバー空間での犯罪件数が増加するとともに、暗号資産や資金決済（収納代行）等についても引き続きリスクが内在しており、金融機関等は、マネロン等リスクの変化に応じた継続的なリスク管理態勢の高度化が求められている。
- ・ マネロンガイドラインで求める事項についての態勢整備の期限としている2024年3月末に向け、金融機関の全体的な態勢水準は高度化しているものの、包括的かつ具体的なリスクの特定・評価の実施や、態勢高度化に向けた計画検討に時間を要し、実際の取組に遅れが認められる金融機関が存在。
- ・ 金融庁は、検査やヒアリングを通じて、引き続き、金融機関等のリスクベースでの取組みの高度化を促していくため、ガイドラインで対応が求められる事項とされる取組みに

関するギャップ分析の正確性、2024年3月末に向けた行動計画の進捗状況について検証を行っていく。

11. 特殊詐欺事案対策の検討状況について

- 特殊詐欺事案に対しては、2023年3月の犯罪対策閣僚会議で決定した「緊急対策プラン」に基づき、現在、警察庁をはじめとする関係省庁と業界団体において、具体策の策定に向け検討を行っているところ。
- 緊急対策プランには、預貯金口座の不正利用防止対策の強化など、金融機関の実務に大きな影響がある項目も含まれており、金融庁としては、具体策の検討に当たって、犯罪抑止効果と顧客利便とのバランスを確保することが重要であるものと認識している。
- 今後も、関係する業界団体と意見交換を行い、具体策の策定に向け、丁寧な調整を行っていきたいと考えている。ご協力をお願いしたい。

12. 金融行政方針の公表について

- 2023年8月29日、2023事務年度の金融行政方針を公表した。これは、事務年度ごとに、金融庁として進める施策の方向性を明らかにするものであり、2023事務年度においては、4本柱で構成している。
- 基本的にこれまでの金融庁の行政の考え方や課題意識を踏まえたものとなっていると考えている。
- 金融庁としては、各金融機関と課題認識等を共有し、建設的な対話を行うことが重要であり、この金融行政方針は、その点で良い材料になると考えている。金融庁では、今後、本方針等に関する説明会を各地域で開催する予定であるが、行政方針の内容で不明な点、懸念点、提言したい点があれば、気軽に問い合わせ等をしていただきたい。

13. 税制改正要望について

- 2023年8月31日、2024年度の税制改正要望項目を公表した。
- 主要な項目としては、
 - ① 「資産所得倍増プラン」及び「資産運用立国」の実現に向けた措置と

して、

- ・ 関係手続のデジタル化等 NISA の利便性向上等、
 - ・ 上場株式等の相続税に係る物納要件等の見直し、
 - ・ 金融所得課税の一体化、
- ② 「世界・アジアの国際金融ハブ」としての国際金融センターの実現に向けた措置として、
- ・ クロスボーダー投資の活性化に向けた租税条約等の手続きの見直し、
 - ・ 店頭デリバティブ取引の証拠金に係る利子の非課税措置の恒久化又は延長、
 - ・ 海外進出における支店/子会社形態の税制上のイコールフットィング、
- ③ 保険については、生命保険料控除制度の拡充、
- ④ 暗号資産については、第三者保有の暗号資産の期末時価評価課税に係る見直し

などを要望している。

- 今後、年末に向けて議論が本格化していくところ、業界の皆様におかれても、引き続き、ご協力をお願いしたい。

14. 新しいNISAの開始に向けて

- 2023年度税制改正においてNISAの抜本的拡充・恒久化が実現し、2024年1月より新しいNISAが開始することとなっている。
- 新しいNISA制度は、長期・積立・分散投資を基本とし、企業の成長投資につなげつつ、利用者一人ひとりのニーズに応じた柔軟な投資が可能なものとなっており、中間層を中心とする幅広い層における長期安定的な資産形成に資するものと考えている。
- 金融庁としては、新しいNISAの活用を通じて、多くの方に資産形成を実現していただきたいと考えているが、そのためには、利用者と日頃から接している皆様の対応や協力が不可欠である。
- 販売会社となる信用組合の皆様におかれては、長期・積立・分散投資に

より安定的な資産形成を目的とする制度趣旨を改めてご確認いただき、顧客がそれぞれのニーズに応じた投資が実現できるよう、顧客本位での販売・勧誘、信頼されるサービスの提供を、引き続きよろしくお願ひしたい。

例えば、新しいNISAの成長投資枠においては、複利による長期での運用効果が低い毎月分配型商品を対象外としているが、毎月分配型でないにしても、元本を取り崩して分配を行う商品や、分配頻度の高い商品については、長期の資産形成を目的とする制度趣旨に即しているのか、真に顧客のためになっているのかといった観点が必要と考えており、販売・勧誘にあたっては、よくご確認いただきたい。

- これらも含め、業界の皆様とは、NISAのブランド化に向けて、顧客本位の観点から、商品・サービスをより良いものにしていくべく、これ以外の論点も含めて引き続き議論させていただきたい。

15. サステナブルファイナンスの取組について

- 2023年6月に報告書をいくつか公表したのでご紹介する。
- 1つ目は、2023年6月30日に「サステナブルファイナンス有識者会議第三次報告書」を公表した。サステナブルファイナンスに係る直近1年間の施策の状況と今後の課題・施策をまとめている。人材育成については、各業界団体にもアンケートにご協力いただき感謝申し上げます。アンケートからは中途採用よりも社内育成のニーズが高く、即戦力人材を確保する観点から業界全体としての取組みの重要性が指摘されている。業界団体等による研修等の対応への期待が大きいものであり、報告書も参考にしながら取り組んでいただきたい。
- 2つ目は、2023年6月30日に「インパクト投資等に関する検討会報告書」を公表した。検討会で計8回にわたり議論を行い、社会性と収益性の両立に必要なイノベーションを担うスタートアップ等への支援に資する、インパクト投資の意義や基本的な考え方をまとめている。また、インパクト投資の基本的な考え方や要件等を取りまとめた「基本的指針案」のパブリックコメントを開始した。2023年10月10日までコメント期間としており、コメントを踏まえて最終化していく予定である。報告書では、更なる投資促進策として、企業、投資家・金融機関、アカデミア、自治体

等の幅広い関係者が、データや測定方法、事例等を収集・共有する「コンソーシアム」の立ち上げについて提案されている。インパクト投資については、地域で創業等を図る企業についても活用可能性が指摘されている。国内外での検討はこれからという段階であるが、2023 年中にも設置予定の「コンソーシアム」等の議論を是非フォローあるいは参加していただきたい。

- 3つ目は、2023 年 6 月 27 日に「脱炭素等に向けた金融機関等の取組みに関する検討会報告書」を公表した。検討会で計 7 回にわたり議論を行い、カーボンニュートラルに向けての重要なテーマである企業の移行計画策定について、金融機関によるエンゲージメントの拡大に資するよう、①移行に関する様々な指標の活用、②排出量データの充実、③パスウェイの適格性理解などについて、金融機関への提言を「ガイド」としてまとめている。
- 特に、地域については、企業の脱炭素への取り組み状況がまちまちであることを踏まえ、地域全体での面的対応の重要性を指摘している。この点は、2023 年 6 月 16 日に決定・公表した骨太の方針 2023 において「地域での G X 投融資を促すため、地方自治体と地域企業、金融機関等による推進協議体の設置等を支援する。」と明記し、地域における主体的な取組みを支援していくこととしているところ。本方針に基づく第 1 号案件として、2023 年 6 月 23 日、北海道で「Team Sapporo-Hokkaido」の設立が公表された。北海道・札幌市を中心として、再生可能エネルギーの潜在力が非常に高いといった利点を最大限活用して、投資を呼び込み、脱炭素と成長を実現する地域の協議体を設けるもの。地域の産業構造等によって、各地域で課題は様々であるが、他の地域においても、自治体や企業と連携して戦略的に対応を進めることが重要であり、参考にさせていただきたい。

16. 金融行政方針について（協同組織金融機関関係）

- 地域金融機関については、地域産業や事業者を下支えし、地域経済の回復・成長に貢献頂くべく、今事務年度の主な方針を「金融行政方針」に明記したところ。
- 特に、協同組織金融機関については、相互扶助の理念の下、会員・組合員を通じて地域に深く根差しているという金融機関である。中小・零細

事業者の多様なニーズに応じた支援を通じて地域課題の解決に貢献することで、自らも経営基盤を強化し、持続可能な経営を確立していただきたい、という皆様方への期待を込めて記載したものを。

- 具体的には、「実績と作業計画」において、
 - ・ 原材料・エネルギー価格等の高騰や円安、人手不足の影響等がある中で、資金繰り・経営改善・事業転換・事業再生支援など、事業者の実情に応じた支援が行われているかの確認。政府の各種支援策等の一層の活用促進のため、関係省庁と連携した施策の周知、浸透。
 - ・ 金融仲介機能の発揮と健全性の維持の両立に向けたガバナンスの発揮に係る経営陣等との対話。中長期的な観点を含めた人的投資や人材育成の取組を促進するための対話。
 - ・ 国内外の金融経済情勢の動向等を踏まえ、リスク管理態勢の状況等について、信用・市場リスクの見通し等を踏まえたモニタリングを通じて確認。また、早期警戒制度の枠組み等に基づき、早め早めの取組みを促進。
 - ・ 新規業務の許認可等に関して、相談の初期段階から金融庁及び財務局・財務事務所が一体となったヒアリングを実施するなど、効率的な監督業務に努め、協同組織金融機関の自主的な取組みを後押し。
 - ・ 中央機関については、リスク管理の高度化や人材育成等の観点も含む、経営・業務サポートの役割発揮にくわえ、協同組織金融機関間や他の支援機関等との結節点として、協同組織金融機関による地域課題の解決・経営基盤の強化に資する取組みへの支援を促進。
 - ・ 地域や事業者、協同組織金融機関自らの課題とその解決に向けた取組の参考となるよう、モニタリング等を通じて得られた具体的な事例を展開。

することを主な方針として記載している。

- 信用組合の皆様におかれては、「金融行政方針」にくわえ、2023年6月に還元させて頂いた「信用金庫・信用組合取組事例集」を、地域で最も身近な存在として活躍している現場の職員を含め、役職員の皆様で広く共有頂き、地域の活性化や組合員へのさらなる支援に取組んでいただくことを是非ともお願いしたい。また、今事務年度においても、皆様の積極的

な取組みについて、各種ヒアリングや意見交換等を通じてご紹介いただきたい。

17. 挑戦する中小企業応援パッケージについて

- 金融庁においては、経済産業省・財務省と連名で、コロナ資金繰り支援を見直すとともに、挑戦する事業者の経営改善・再生支援の強化を図るために「挑戦する中小企業応援パッケージ」を2023年8月30日に新たに策定・公表した。
- 同パッケージは、
 - ・ 100%保証のセーフティネット保証4号を借換目的に限定し、日本公庫のスーパー低利融資の金利引下げ幅を縮小する一方、公庫のコロナ資本性劣後ローンを延長し限度額を上げるなど、メリハリのある資金繰り支援への移行を図りつつ、
 - ・ 民間金融機関による「早期経営改善計画策定支援事業」の利用を一定条件下で認めるなどの経営改善・事業再生支援等の強化策を盛り込んでいる。同パッケージ施策も活用した事業者支援の徹底を引き続きお願いしたい。

18. 令和5年台風第6号及び第7号に伴う災害等に対する金融上の措置について

- 令和5年台風第6号及び第7号に伴う災害等により、被災された皆様に対して、心よりお見舞い申し上げます。
- 今回の台風に伴う災害等に対し、沖縄県、京都府、兵庫県及び鳥取県に災害救助法が適用されたことを受け、適用地域を管轄する沖縄総合事務局及び財務局より日本銀行との連名で「金融上の措置要請」を関係金融機関等に発出させていただいた。
- 被災地で営業している金融機関におかれては、こうした要請も踏まえ、被災者の声やニーズを十分に把握の上、被災者の立場に立ったきめ細かな支援対応を改めてお願いしたい。

19. 事業者支援に関するヒアリング等について

- 事業者支援については、資金繰り支援を中心としたものから、今後はより一層、事業者の実情に応じた経営改善支援や事業再生支援等の適切な実施が重要となる。
- 事業再生を含む事業者支援を更に推進するためには、各金融機関における取組状況や課題等をしっかりと把握する必要があるため、今後、金融庁において、事業者支援に係るデータ収集や金融機関へのヒアリングを実施する予定なので、ご協力いただきたい。

20. DDS を含む資本性借入金の引当方法について

- 一部の民間金融機関からは、資本性借入金を活用する際の課題として、全額引当の負担を指摘する声が聞かれる。
- こうした声を踏まえ、民間金融機関による資本性借入金の積極的な活用を後押しし、事業者の収益力改善や事業再生等を一層促していく観点から、金融庁において、2023年6月13日に「DDSを含む資本性借入金の引当方法について」を公表した。
- 日本公認会計士協会の実務指針では、全額引当以外の引当方法も示されているところ、本公表文では、日本公認会計士協会とも調整した上で、金融機関へのヒアリングを通じて把握した全額引当以外の引当事例を記載している。各金融機関におかれては、本事例等を参考にした上で、資本性借入金の活用を含めた事業者支援に積極的に取り組んでいただきたい。

21. 「遺留金等に関する実態調査書」の公表及び手引きの再周知について

- 2021年3月、厚生労働省及び法務省は、「身寄りのない方が亡くなった場合の遺留金等の取扱いの手引」(以下「手引」という。)をとりまとめ、地方公共団体に対し通知するとともに、金融庁からも、各協会(全銀協等)を通じて、各金融機関宛に周知を実施したところ。
- こうした中、総務省は、2021年12月から2022年11月に実施した調査

について、その結果を「遺留金等に関する実態調査結果報告書」として、2023年3月28日に公表した。

- 報告書によれば、手引において、市区町村が支弁した葬祭費用について、死亡人の預貯金を現金化したものを充当できることが明示されているが、その後も、預貯金の引き出しが相続人に優先する法的根拠が不明などとして、市区町村が金融機関において預貯金を引き出せない事例が一部において認められた。

以上を踏まえ、報告書においては、厚生労働省に対して

- ・ 関係省庁と連携し、法的根拠を手引等で明示し、市区町村・金融機関に周知
- ・ 周知後に対応状況を調査し、支障となっている点を把握し改善を検討するよう勧告された。

これを受けて、2023年7月4日、金融庁より各協会に対し、手引を再度周知するよう事務連絡を発出しているところ。

- 既に、預貯金の引き出しに対応頂いている金融機関もあると認識しているが、改めて改訂された手引を踏まえ、各地方公共団体と連携する等、適切な対応をお願いしたい。

22. 特定回収困難債権買取制度の活用促進について

- 2011年5月の預金保険法改正により、債務者又は保証人が暴力団員である等の特定回収困難債権、いわゆる反社債権の買取りを預金保険機構が行う「特定回収困難債権制度」が導入されたところ。
- 制度開始以降、金融機関98先から累計315件、約80億円の債権買取りを決定しており、多くの金融機関に本制度を積極的に活用していただいているものの、近年は活用実績が低調であり、また、未だに活用実績がない金融機関も存在している。
- 各金融機関におかれては、引き続き反社会的勢力との関係遮断に努めていただきたくとともに、仮に、反社債権の保有が判明した場合には、積極的に本制度の活用を検討していただきたい。

23. 高度化会社設立に向けた実証実験の導入について

- 銀行業界から、新規ビジネスを開始するに当たり、事前に採算性や事業化見通しの検証を行えないことが、スピード感ある銀行業高度化等会社設立の障害であり、ビジネスモデル検証に必要な範囲での実証実験が可能となるよう要望を頂いた。
- そこで、銀行本体を含む銀行グループ等において、銀行業高度化等会社設立を目的として、採算性・事業継続性を検証するための実証実験を一定の場合に行えることを「中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針」等において明確化し、2023年6月1日より適用を開始したところ。
- 協同組織金融機関においても、銀行業高度化等会社に相当する会社として地域商社業務等を営む会社を設立することは可能であることから、銀行と同じ趣旨で明確化したところ（2023年6月1日適用）。
- 実証実験も多種多様なものが想定されることから、監督指針において、実証実験の内容・範囲等詳細な要件は定めていない。また、自由かつ迅速な実施を可能とする観点から金融庁への報告等は求めないこととしている。
- 協同組織金融機関には地域経済の課題解決に資するような様々なアイデアが眠っていると思うが、そうしたアイデアのビジネスモデルを実証実験により検証し、積極的に事業化に向けた検討を進めていただきたい。

24. 信用協同組合代理業等における法令等の遵守を確保する業務に係る責任者等について

- 政府においては、「デジタル原則」（2021年12月閣議決定）や「デジタル原則に照らした規制の一括見直しプラン」（2022年6月デジタル臨時調査会決定）を踏まえ、「人の介在（対面、常駐、資格者配置、拠点設置、目視、立入等）を見直し、点検等の遠隔実施、自動化・機械化等の最大限のデジタル化を基本とすること」としている。
- これに関して、信用協同組合代理業等において、法令等遵守に係る責任者や、その指揮をする統括責任者の営業所等ごとへの配置を求めているが、「デジタル原則」を踏まえ、適切に業務を遂行することが出来る限

りにおいて情報通信技術を利用する方法により業務に従事すること（テレワークを想定。）が可能である旨を明確化し、業界団体宛てに周知させていただいた。

（以 上）